

農地バンクを活用しましょう！

◆ 農地バンク事業(農地中間管理事業)とは？

都道府県知事が指定する農地バンク（農地中間管理機構）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けする事業です。

※ 地域計画（目標地図）が策定されていない地域では、農業委員会の要請等に応じて農地を貸し借りします。



◆ 農地バンクによるメリット

出し手のメリット

→ 3ページと9ページをご覧ください

受け手のメリット

→ 4ページと9ページをご覧ください

地域のメリット

機構集積協力金 → 5ページ～8ページをご覧ください

機構関連農地整備事業 → 10ページをご覧ください

◆ 農地バンクを活用するメリット

出し手のメリット

1 公的機関だから安心

賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。

賃料や貸借期間などの貸借契約に係る条件調整は農地バンクが行うため、所有者自ら受け手と交渉する必要はありません。

2 契約期間満了後は農地は返却されます

一度農地を貸したら返ってこないということはなく、農地バンクに貸した農地は、貸付期間終了後に必ず農地が返ってきます。

引き続き、他の方に耕作してもらいたい場合は、再貸付が可能です。

3 農地は適切に耕作されます

貸し付けた農地は、地域の話合いをもとに、意欲ある受け手等に転貸され、適切に管理されます。

また、受け手が不在になった場合も地域の話合いに基づいて新たな受け手に転貸するとともに、転貸までの間は農地バンクが適切に管理します。

4 税制の優遇措置が適用されます

農地バンクに農地を貸し付けた場合、次の税金の優遇措置が受けられます。

- ① 所有する全農地を、新たに、まとめて農地バンクに貸し付けた場合、農地バンクに貸し付けた農地の固定資産税が1/2に軽減
(10年以上の貸付は3年間、15年以上の貸付は5年間軽減)
- ② 相続税・贈与税の納税猶予を受けている場合に、納税猶予の適用農地を貸借しても、農地バンクを通じた貸借であれば納税猶予が継続します。

※ 貸借だけでなく売買でもメリットがあります

農地バンクを通じて農地を売った方には800万円の譲渡所得の特別控除などの適用を受けることができます。

◆ 農地バンクを活用するメリット

受け手のメリット

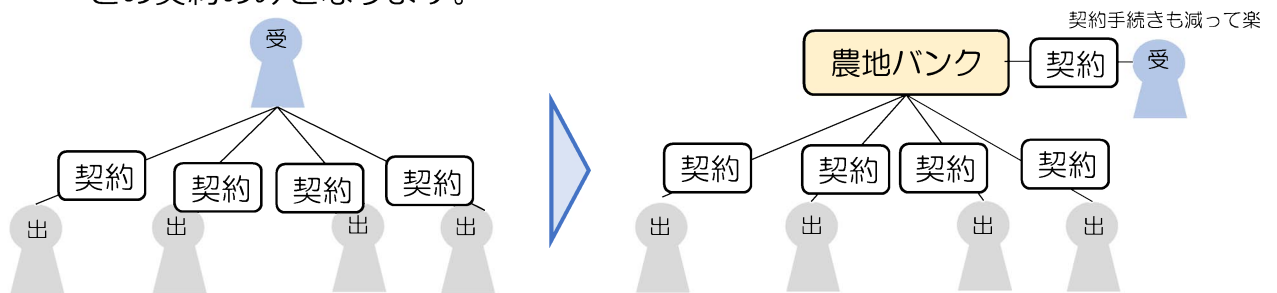
1 農地の集約化をサポートします

地域の話合いに基づきまとまった一団の農地を長期間にわたって安定して借りることが可能です。

2 賃料の支払いや契約事務が楽になります

複数の地権者から農地を借りる場合であっても地権者への賃料の支払いは農地バンクが行うので、受け手は賃料をまとめて農地バンクに支払えばよく、手間がかかりません。

賃貸借契約も受け手は農地バンクから農地を借りるため、農地バンクとの契約のみとなります。



3 所有者の相続等にも対応しています

農地所有者に相続があっても、農地所有者は農地バンクに農地を貸しているため、農地バンクが対応いたします。

また、所有者不明農地も農地バンクを通じれば最長40年間借り受けることができます。

地域のメリット

1 機構集積協力金が支払われます

まとめて農地を貸し付けた地域や農地バンクからの転貸により集約化を進める地域に協力金が交付されます。

協力金の用途は地域で決めることができますので、地域の状況に合わせて農業機械の購入、鳥獣害対策などに活用できます。

2 農地の条件整備ができます

農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

<通常の農地整備事業>

<機構関連農地整備事業>

